太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告についてご説明します。

1 償却資産の申告について

(1) 償却資産とは

製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいいます。

(2) 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。以下の『(3) 申告が必要となる方』をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は、毎年 1 月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

※ 償却資産は課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。

※ 以下の『(3) 申告が必要となる方』を確認していただき、申告していただくこととなった場合、設備によっては課税標準額を一定期間減らすことができる場合がありますので以下の『3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について』も確認をお願いいたします。

(3) 申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として**申告の対象**となります。
個人（個人事業主）	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として**申告の対象**となります。
個人	住宅や土地に設置した太陽光発電設備を事業の用に供している場合は償却資産として**申告の対象**となります。発電出力 10 キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。 ※ 「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。

2 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋として課税させていただきます。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

所有されている太陽光発電が次の条件を満たす場合には、課税されることとなった年度から３年度分の固定資産税について課税標準の特例が適用されます。

<table>
<tr><th>取得時期</th><th>対象設備</th><th>添付書類</th><th>適用期間</th><th>特例率</th></tr>
<tr><td>H24.5.29

～H28.3.31</td><td>経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備で、発電出力が「10ｋW以上」のもの</td><td>・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備認定書」の写し

・電気事業者が発行する「電力受給契約書」の写し</td><td rowspan="2">３年</td><td rowspan="2">３分の２</td></tr>
<tr><td>H28.4.1

～H30.3.31</td><td rowspan="2">「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けて取得し、売電をしていない太陽光発電</td><td rowspan="2">「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し</td></tr>
<tr><td>H30.4.1

～R6.3.31</td><td>３年</td><td>1000kW 未満３分の２

1000kW 以上４分の３</td></tr>
</table>